

重度障害者タクシー料金助成事業

在宅の重度障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進のため、
タクシー乗車料金（最大 680 円）が割引されるタクシー利用券を配布します。



乗車料金（最大680円）を助成！

対象者

下記の（１）～（３）のすべてに該当する人

（１）身体障害者手帳を所持する人のうち、その障害程度が

視覚、下肢、体幹、移動、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓 で １級・２級 に
該当する人（聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく、上肢 は対象になりません。）

又は療育手帳 A 判定の判定を受けた人、

又は精神障害者保健福祉手帳 １級に該当する人。

（２）泉佐野市内に住民登録があり、現に住んでいる人

（３）入所施設（下記）に入所していない人

※障害者支援施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、救護施設、更生施設、乳児院、児童養護施設、障害児
入所施設、介護医療院、更生保護施設

タクシー利用券の交付枚数

乗車料金（最大 680 円）が割引される利用券を 2 枚/月（年間最大 24 枚分）交付します。

ただし、申請月から令和 8 年 3 月までの月数分になります。

（例：令和 7 年 5 月に申請を受け付けた方については、22 枚[11 か月×2 枚]を交付。）

申請方法

「重度障害者タクシー利用申請書」に必要事項をご記入のうえ、地域共生推進課へ提出してください。

※他市で障害者手帳の交付を受けている人は、手帳の写しを添付してください。

申請期間

令和 8 年 3 月 31 日まで随時受付。

ただし、利用券の交付枚数は申請月から令和 8 年 3 月までの月数×2 枚となります。

使用期限

令和 8 年 3 月 31 日まで

使用方法

タクシーを利用する際、乗務員に「泉佐野市重度障害者タクシー利用券」を渡し、併せて障害者手帳（身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）を提示してください。

※タクシー利用券の有効期間が過ぎたものは使用できません。

※1回の利用につき、1枚まで利用可能です。

どこのタクシー会社でも使えるの？

協力機関として市に登録をしているタクシー会社以外は本助成を利用できません。配車依頼時に各タクシー会社へお問い合わせください。

※利用できるタクシー会社の一覧表は、後日利用券と共に郵送します。

※利用できるタクシー会社の最新情報については、泉佐野市ホームページよりご確認ください。



（泉佐野市ホームページ）

利用にあたっての注意事項

以下に該当する場合は、利用券の返還手续が必要です。

- (1) 市外へ転出、又は死亡したとき
- (2) 手帳の等級が変更になったとき
- (3) 施設に入所したとき

よくあるお問い合わせ

Q：障害者手帳の提示によるタクシー運賃の割引との併用は可能ですか。

A：事業者によって適用が変わります。各社にお問い合わせください。

Q：利用券は泉佐野市内でしか使えないのですか。

A：市に協力機関として登録しているタクシー会社であれば、市外でも使用可能です。

Q：利用券はひと月に何枚まで使用できますか。

A：ひと月における使用枚数の上限はありません。

【お問い合わせ】

地域共生推進課 障害福祉係（泉佐野市役所 1階 ⑦番窓口）

電話 072-463-1212（代）

FAX 072-463-8600